

(別紙2) 特定健康診査における本人からの請求に基づく情報開示に係る取扱いについて

特定健康診査及び特定保健指導の実施に係る保険者と健診等実施機関との契約に関しては、被用者保険による各市町村における国保の実施機関との契約（集合契約B）について、厚生労働省HPにおいて「集合契約における標準的な契約書例」を示しているところ。（なお、被用者保険の集団と実施機関の全国団体との契約（集合契約A）においてもこれを準用することとしている。）

これらの契約書例を用いて契約を行っている場合は、本事務連絡の別紙1の考慮要素も踏まえ、契約書例内の、「この契約に定めのない事項が生じたときは、必要に応じて、甲・乙誠意を持って協議の上決定するものとする。」の協議に関する条項に基づき、委託元と委託先の間で協議し、①委託先の実施機関が実施した特定健康診査について、実施機関がその結果に係るデータを有している場合には、受診者本人の請求に基づき、当該実施機関が本人に特定健康診査に関するデータを開示することが可能であること、②また、開示を行う場合の費用は、当該実施機関が受診者本人から徴収すること、を確認することが考えられる。

確認にあたっては、委託先の実施機関が、本人からの請求に基づき、直接特定健康診査に関するデータを開示することが可能であることを、委託元と委託先の間で明確にする観点から、厚生労働省HP（※）に示している覚書例を用いて覚書を締結することが望ましい。

（※）<https://www.mhlw.go.jp/bunya/shakaihoshoh/iryouseido01/dl/info03f-10.docx>

一方、集合契約B及びA以外の、その他の集合契約（市町村国保と地域医師会との契約を含む。）や、市町村国保等各保険者が実施機関と個別に契約する場合については、必ずしも「集合契約における標準的な契約書例」にとらわれる必要はなく、当事者間で自由に定められたい旨をこれまで周知しているところである。

これらの契約の場合は、本事務連絡の別紙1に基づいて、委託契約書に本人からの請求に基づく情報開示に関する事項を記載する対応や、本事務連絡の別紙1の考慮要素も踏まえ、別紙2の覚書例を参考に委託契約書とは別に覚書を締結すること等の対応が考えられる。

集合契約における、特定健康診査の受診者本人からの請求に基づく受診結果の情報開示に係る標準的な覚書の例(代表保険者と地域医師会との場合)

このひな型は、関係者間で、被用者保険による集合契約 B(各市町村における国保の実施機関との契約)において使用することとされているものであり(なお集合契約 A(被用者保険の集団と実施機関の全国団体との契約)においてもこれを準用)、その他の集合契約(市町村国保と地域医師会との契約を含む)や市町村国保等各保険者が実施機関と個別に契約する場合は、必ずしもこのひな型にとられる必要はなく、当事者間で自由に定められたい。

文書番号：●●●●●●●●

特定健康診査の受診者本人からの請求に基づく受診結果の情報開示についての覚書

●●●健康保険組合ほか別紙委託元保険者一覧表に示す医療保険者(以下「甲」という。)と●●●社団法人●●市(●●●県)医師会(以下「乙」という。)とは、●年●月●日付けで締結した●●●委託契約書(以下「契約書」とする。)について、以下のとおり覚書を締結する。

契約書に基づき甲の委託を受けて乙又は乙の会員の医療機関であって契約書別紙実施機関一覧表に記載された医療機関(以下「実施機関」という。)が実施した特定健康診査について、乙又は実施機関がその結果に係るデータ(画像データ等の乙又は実施機関のみが保有するデータも含む。)を有している場合には、乙又は実施機関は、受診者本人の請求に基づき、甲を経由せず、当該データを当該本人に対して開示することができるものとする。

また、開示を行う場合の費用については、乙又は実施機関が受診者本人から徴収するものとする。

甲及び乙は、この覚書を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

●年●月●日

委託者(甲)

●●●健康保険組合ほか○保険者

契約代表者

●●●健康保険組合

(保険者番号 XXXXXXXX)

●●●県●●市●●●●●● 1-1-1

理事長 ● ● ● ● ●

受託者(乙)

●●●社団法人●●市(●●●県)医師会

●●●県●●市●●●●●● 1-1-1

会長 ● ● ● ● ●